

# 訪問看護ご利用費（介護保険）

R6年改正

- ◇自己負担は総費用の1割～3割
- ◇支給限度基準単位数を超える場合は10割負担

## ◆看護師・准看護師による訪問看護◆

### ・介護訪問看護費

	看護師	准看護師
20分未満	314単位	283単位
30分未満	471単位	424単位
30分以上1時間未満	823単位	741単位
1時間以上1時間半未満	1,128単位	1,015単位

### ・介護予防訪問看護費

	看護師	准看護師
20分未満	303単位	273単位
30分未満	451単位	406単位
30分以上1時間未満	794単位	715単位
1時間以上1時間半未満	1,090単位	981単位

## ◆理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護◆

	1回あたり (※20分)	1日に2回を超えて 行う場合
介護訪問看護費	294単位	265単位
予防訪問看護費	284単位	142単位

※理学療法士等による訪問看護は、1回あたり20分以上で週6回を限度とし、1日に2回を超えて実施する場合は所定単位数の90%を算定する。（予防の場合は50%を算定する）

※利用開始日の属する月から起算し、12か月を超えた期間に介護予防リハビリを提供した場合は-5単位/回で算定

※月の看護師訪問回数を超えて理学療法士等が訪問した場合、又は特定の加算を算定していない場合は、8単位/回減算  
介護予防で12月を超えた場合は更に15単位/回減算

## ◆初回訪問時にかかる金額◆

1回目	(I) 350単位	(I) 病院・診療所等から退院した日に、初回の訪問看護を行った場合
	(II) 300単位	(II) 病院・診療所等から退院した日の翌日以降に、初回訪問看護を行った場合 または過去2ヶ月ご利用がなかった場合に算定

## ◆1回にかかる金額

サービス提供体制加算II	3単位
--------------	-----

## ◆月に1回かかる金額◆

緊急時訪問看護加算	600単位
口腔連携強化加算	50単位

特別管理加算	
在宅麻薬等駐車管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理をうけている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	(I) 500単位
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者	(II) 250単位
人口肛門、人口膀胱を設置している者	(II) 250単位
真皮を超える褥瘡の状態	
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	
退院時共同指導加算	600単位

## ◆時間外の訪問にかかる金額◆

【早期・夜間加算】	6:00～8:00 / 18:00～22:00	25%加算
【深夜加算】	22:00～6:00	50%加算

(注) 1単位の単価は、10.42となります。